

令和4年 第9回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年9月29日 午前10時、下記の件の議定のため、令和4年 第9回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第 6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 日程第12 議案第 7号 空き家に付属する農地指定申請について
- 日程第13 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第14 議案第 9号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について

1 出席委員 (19名)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1番 佐々木 栄夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員 (4名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 4番 佐々木 弘 委員、 | 5番 遊佐 一成 委員、 |
|--------------|--------------|

8番 米山 嘉彦 委員、 17番 佐々木 耕太郎 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午前10時 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

先週は台風14号が日本列島を直撃するという事で、稲刈りを前に心配した訳ですが幸い被害もなく安堵したという状況であります。

稲刈りも、お盆以降天候が非常に不安定ということで一週間に1回ぐらい台風が来て、日に日に倒伏した田んぼが多いなど感じております。これから稲刈りの最盛期を迎えるわけですが、十分に健康にご留意され、活動いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第9回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号4番 佐々木 弘 委員、議席番号5番 遊佐 一成 委員、議席番号8番 米山 嘉彦 委員、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、から所用のため欠席する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席9番 阿部一信 委員、10番 曾根 金雄 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年8月30日から令和4年9月28日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年9月29日から令和4年10月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から2番までの2案件、第2区の番号3番から10番までの8案件、第3区の番号11番の1案件、合わせて11案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 1筆 3, 785㎡、

番号2番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 598㎡、いずれも、基盤法による賃貸借権解約の2案件、

第2区の番号3番は、若柳地区の 田 11筆 10, 561㎡、

番号4番は、金成地区の 田 31筆 39, 526㎡、
番号5番は、金成地区の 田 4筆 4, 186㎡、
番号6番は、金成地区の 田 50筆 55, 488㎡、
番号7番は、金成地区の 田 1筆 282㎡、
番号8番は、金成地区の 田 5筆 5, 195㎡、
番号9番は、金成地区の 田 15筆 14, 287㎡、
番号10番は、金成地区および栗駒地区の 田 12筆 8, 548㎡、いずれも、基盤法による賃貸借権解約の8案件

第3区の番号11番は、鶯沢地区の 田 10筆 8, 894㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、以上、11案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の 田 3筆 2, 068㎡、畑 1筆 167㎡、合計 2, 235㎡、農地法3条による使用貸借権解約の1案件、を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 田 1筆 108㎡、
番号2番は、一迫地区の 田 1筆 3, 785㎡、
番号3番は、一迫地区の 田 6筆 6, 863㎡、いずれも所有権移転売買の3案件、
うち番号3番の案件は、市外居住者の新規就農案件により個別内容説明、
番号4番は、一迫地区の 田 23筆 29, 624㎡、畑 4筆 2, 754㎡、合計 32, 378㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田 1筆 4, 000㎡、所有権移転売買の1案件、なお、市外居住者であるが市内での農業従事要件を満たす旨説明、
以上、5案件を説明。

議長

次に、去る9月21日、議席番号23番 大場 裕之 会長職務代理者、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 推進委員、及び、佐藤 正博 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 大場 裕之 会長職務代理者 から報告願います。

大場裕之 会長職務代理者

事務局説明の5案件について、去る9月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から番号2番は事務局説明のとおりであり、番号3番は説明のあったように大阪府在住ですが栗原市に移住し栗を栽培し、これまでの経験を活かし販売していくという計画であり、人物像もかなりアグレッシブであり積極的に業務展開していく熱意が感じられ、今後その手腕を観察していきたい。

番号4番は所有権移転の案件、番号5番は仙台市在住だがすでに現地で就農されており特に問題はないと判断しました。

以上、5案件ともに許可にあたって問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

13番 芳賀委員。

芳賀博秋 委員

番号3番について、資料では現地は山林の中に見えるが、栗やもち米を栽培すると説明があったが、農地に復旧するとなればかなりの労力と察する。その点、現地確認の際はどのように審査されたのか。

議長

事務局説明。

事務局

ご指摘のように現地は山林化が進んでいる。この点は受付の段階で申請者本人に確認を取り、今後作業を進めていくうえで当然に想定しているという確認を取っていますし、現地での作業従事予定者に対しても過去に栗の栽培実績のある方が入っており、申請者との相互確認済という申し出があり、妥当と判断し受付しています。

議長

13番 芳賀委員、よろしいですか。

芳賀博秋 委員

審査の段階で確認できているという事で了解しました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から7番までの2案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、金成地区の 田 5筆 5, 793㎡、畑 2筆 416㎡、合計6, 209㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号7番は、志波姫地区の 田 13筆 22, 010㎡、畑 3筆 5, 511㎡、合計27, 521㎡、使用貸借権設定の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る9月22日、議席12番 鈴木 和子 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 進 推進委員、及び、佐々木 貞一郎 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員 から報告願います。

佐々木 進 推進委員

去る9月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、番号6番は経営移譲のため贈与するものであり、番号7番は農業者年金継続受給のための使用貸借権の再設定であり、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番から番号9番までの2案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の畑 5筆 7, 168㎡、所有権移転売買の1案件、
なお、市外居住者の取得案件により個別内容説明、

番号9番は、鶯沢地区の田 9筆 8, 148㎡、所有権移転贈与の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る9月22日、議席13番 芳賀 博秋 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席13番 芳賀 博秋 委員 から報告願います。

芳賀博秋 委員

事務局説明の2案件について、去る9月22日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号8番は、県外在住者ですが当該農地と隣接する住宅地をあわせて所得・移住し畑作を行っていくという内容であり、行者にんにくを育てる構想を持っており、農地の復元に多少厳しい面はあるが本人の熱意を踏まえ許可妥当と判断しました。

番号9番は、労力不足と相手方の希望によるもので問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員
は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり許可することに決定いた
しました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 畑 1筆 1, 056㎡のうち 999㎡、を住宅用地として
転用し、集合住宅及び駐車場を建築造成し家賃収入を得るものであります。

農地区分は第3種農地、生活雑排水は下水道接続、雨水の排水計画も妥当であることを
説明。

以上、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤正博 推進委員

報告いたします。去る9月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、宅地と雑種地に囲まれた農地で、今回の集合住宅の建築及び駐車場造成のため周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、
原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 畑 1筆 1, 411㎡、所有権移転売買の1案件で、転用目的は集合住宅及び駐車場を建築造成し家賃収入を得るものです。

農地区分は第3種農地、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号2番は、築館地区の 田 1筆 612㎡、

番号3番は、築館地区の 田 1筆 2, 643㎡のうち 1, 702㎡、

この2案件は譲受人が同一で2筆での事業の計画案件で、番号2番は業務用地として購入、番号3番は賃貸借権設定により土地を借り、太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は第3種農地、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号4番は、高清水地区の 畑 1筆 1, 053㎡、所有権移転売買の1案件で、転用目的は生業である電気工事業の業務用地として資材置場を造成するものです。

農地区分は第2種農地、北側は溜池に接し雨水排水経路とし雨水の排水計画は妥当であることを説明。

番号5番は、高清水地区の 畑 1筆 505㎡のうち113㎡、賃貸借権設定の1案件で、JR東北新幹線法面補修工事に伴う作業ヤードとして一時転用し造成するものです。

農地区分は第2種農地、雨水の排水計画は妥当であることを説明。

番号6番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 598㎡、所有権移転売買の1案件で、転用目的は業務用地として太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は第3種農地、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号7番は、瀬峰地区の 畑 1筆 2, 268㎡、賃貸借権設定の1案件で、転用目的は太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は第3種農地、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤正博 推進委員

報告いたします。去る9月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、道路に隣接し宅地に囲まれた農地で、近くにも集合住宅が建っており、

特に問題がないものと判断しました。

番号2番、番号3番は、囲い一帯が太陽光発電設備が立ち並ぶ状況で、周囲の農地への影響もなく、特に問題がないものと判断しました。

番号4番は、緩やかな傾斜地の休耕畑で、周囲への影響もなく、特に問題がないものと判断しました。

番号5番は、新幹線沿いの自己保全管理された農地であり、特に問題がないものと判断しました。

番号6番は、周辺も当該土地同様の休耕畑であり、周囲への影響もなく、特に問題がないものと判断しました。

番号7番は、道路に面した雑種地であり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、志波姫区の 田 3筆 2, 068㎡、畑 1筆 167㎡、所有権移転贈与の1案件、譲渡人と譲受人は親子で、申請地を譲り受け転用し、集合住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第3種農地、生活雑排水は下水道接続、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員 から報告願います。

佐々木 進 推進委員

去る9月22日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号8番は、父親から土地を譲り受け集合住宅3棟と駐車場を建築造成するものであり、

周辺は一般住宅や小学校、幼稚園が立ち並ぶ状況であり、許可にあたって特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件、

について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願ひます。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件、

については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午前11時10分まで、休憩といたします。

(暫時休憩：午前10時58分から11時10分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午前11時10分)

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号1番の1案件、
を審議いたします。

議席番号1番 佐々木 栄夫 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午前11時10分)

(1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午前11時10分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 4, 269㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画について、の第1区の番号1番の1案件、

について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、の番号1番の1案件、
については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席
番号1番 佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時12分)

(1番 佐々木 栄夫 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午前11時12分)

議長

続いて、第2区の番号7番から番号8番までの2案件、
について審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午前11時12分)

(2番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午前11時12分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号7番は、金成地区の 田 15筆 14, 287㎡、
番号8番は、金成および栗駒地区の 田 20筆 11, 464㎡、いずれも所有権移転
売買の2案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用集積計画について、の第2区の番号7番から番号8番の2案件、
について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、の番号7番から番号8番の2案件、
については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時13分)

(2番 佐藤 勝 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午前11時14分)

議長

続いて、第2区の番号9番から番号13番までの5案件、
について審議いたします。

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午前11時14分)

(9番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午前11時14分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、金成地区の田 31筆 39, 526㎡、

番号10番は、金成地区の田 4筆 4, 186㎡、

番号11番は、金成地区の田 50筆 55, 488㎡、

番号12番は、金成地区の田 1筆 282㎡、

番号13番は、金成地区の田 5筆 5, 195㎡、

いずれも新規の賃貸借権設定の5案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画について、の第2区の番号9番から番号13番の5案件、

について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、の番号9番から番号13番の5案件、

については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号9番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時16分)

(9番 阿部 一信 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午前11時17分)

次に、第1区の番号2番から番号4番までの3案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号2番は、高清水地区の 田 1筆 2, 660㎡、所有権移転売買の1案件、

番号3番は、高清水地区の 田 1筆 1, 101㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の 田 1筆 5, 148㎡、所有権移転売買の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から番号6番までの2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳および志波姫地区の 田 3筆 3, 815㎡、畑 1筆 269㎡、合わせて4, 084㎡、所有権移転売買の1案件、

番号6番は、若柳地区の 田 11筆 10, 561㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番の1案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号14番は、鶯沢地区の 田 1筆 814㎡、所有権移転売買の1案件、
以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号2番から番号6番までの5案件、

番号14番の1案件、

合わせて6案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、

番号2番から番号6番までの5案件、

番号14番の1案件、

合わせて6案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号4番の4案件、

について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 224㎡、願出地は、平成30年頃に労力不足で耕作できなくなり原野化が進み、農機具用倉庫も物置として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 1筆 18㎡、願出地は、先代が平成9年頃に駐車場として整備し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は、築館地区の畑 1筆 171㎡、願出地は、昭和63年頃に先代が居宅建築した際に隣接地への越境に気づかず現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号4番は、高清水地区の田 2筆 3,692㎡、畑 1筆 407㎡、合わせて4,099㎡、願出地は、夫が死亡し後継者がおらず平成25年頃から山林化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員 から報告願います。

鈴木孝夫 推進委員

報告いたします。去る9月21日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

4件の詳細は事務局説明のとおりであり、

番号1番の件は、現地は原野化が進み、申請人は施設入所、その夫は身体が不自由ということもあり、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号2番の件は、すでに駐車場として整備されており、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号3番の件は、昭和63年頃気づかないまま居宅を農地の一部に建てて現在に至り、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号4番の件は、現地は山林化が進み、申請人後継者がいないため、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、4案件とも問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番の1案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、志波姫地区の 田 1筆 81㎡、畑 1筆 372㎡、合計 453㎡、願出地は、昭和41年頃から申請人先代が倉庫を建築し、また一部は庭として利用し現在に至り、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号12番 鈴木 和子 委員 から報告願います。

鈴木和子 委員

報告いたします。去る9月22日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号5番の件は、ただ今事務局説明のとおり倉庫と自宅の庭として長く利用しており、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第11、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

それでは、番号7番から37番までの31案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番から番号6番は、議案調整後所有者死亡により急きょ削除し空欄とした。

番号7番は、栗駒地区の 田 5, 324㎡、地目は、登記現況とも田、

番号8番は、栗駒地区の 田 802㎡、地目は、登記現況とも田、

番号9番は、鶯沢地区の 田 1, 077㎡、地目は、登記現況とも田、

番号10番は、鶯沢地区の 田 819㎡、地目は、登記は田、現況は山林、

番号11番は、鶯沢地区の 田 1, 725㎡、地目は、登記は田、現況は原野、

番号12番は、鶯沢地区の田 359㎡、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、鶯沢地区の田 2,739㎡、地目は、登記現況とも田、
番号14番は、鶯沢地区の田 2,698㎡、地目は、登記現況とも田、
番号15番は、鶯沢地区の田 5,506㎡、地目は、登記現況とも田、
番号16番は、鶯沢地区の田 2,122㎡、地目は、登記現況とも田、
番号17番は、鶯沢地区の田 3,429㎡、地目は、登記現況とも田、
番号18番は、金成地区の田 106㎡、地目は、登記は田、現況は雑種地、
番号19番は、金成地区の田 205㎡、地目は、登記現況とも田、
番号20番は、金成地区の田 181㎡、地目は、登記現況とも田、
番号21番は、金成地区の田 183㎡、地目は、登記現況とも田、
番号22番は、金成地区の田 1,249㎡、地目は、登記現況とも田、
番号23番は、金成地区の田 181㎡、地目は、登記現況とも田、
番号24番は、金成地区の田 743㎡、地目は、登記現況とも田、
番号25番は、金成地区の畑 469㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号26番は、金成地区の田 1,889㎡、地目は、登記現況とも田、
番号27番は、金成地区の田 928㎡、地目は、登記現況とも田、
番号28番は、金成地区の田 2,140㎡、地目は、登記現況とも田、
番号29番は、金成地区の田 198㎡、地目は、登記現況とも田、
番号30番は、金成地区の田 813㎡、地目は、登記現況とも田、
番号31番は、金成地区の田 439㎡、地目は、登記現況とも田、
番号32番は、金成地区の田 349㎡、地目は、登記現況とも田、
番号33番は、金成地区の田 222㎡、地目は、登記現況とも田、
番号34番は、金成地区の田 257㎡、地目は、登記現況とも田、
番号35番は、金成地区の田 450㎡、地目は、登記現況とも田、
番号36番は、金成地区の田 1,219㎡、地目は、登記現況とも田、
番号37番は、金成地区の田 2,188㎡、地目は、登記現況とも田、
以上、31案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第7号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、
について審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 450㎡、空き家情報登録については令和3年3月16日登録済。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員 から報告願います。

鈴木孝夫 推進委員

報告いたします。去る9月21日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、

番号1番の件は、現地確認を行いました。建物敷地と隣接の畑はそれぞれきれいに管理されており、農地指定にあたっては特に問題なしと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。
議案第7号 空き家に付属する農地指定申請についての、
番号1番の1案件、
について、原案のとおり指定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第12、議案第7号 空き家に付属する農地指定申請についての、
番号1番の1案件、
については、原案のとおり指定することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件、
について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

はじめに、本日の案件については、令和4年9月7日付で栗原市長から当委員会会長あてに諮問されたものであります。

議案書41ページの農用地利用計画の今回の変更面積につきましては、区域の除外が23.83アール、用途変更が6.57アールで、全体として23.83アールの減少となります。

42ページの変更件数は5件で、除外が4件で 田 4件 23.83アール、用途変更が1件で 田1件 6.57アールとなっております。

43ページには栗原市における各項目の調整結果で、農地法以外の土地利用規制等につ

いては問題ない旨確認しており、今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

それでは個別の内容について説明します。

第1区の番号1番は、高清水地区の除外申請案件で、田 1筆 1,519㎡のうち767.8㎡、経営する自動車リサイクル事業において使用する車両保管場所を造成するものです。

転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、転用面積が既存敷地面積の2分の1以内となりますので、不許可の例外規定に該当します。排水計画については雨水の自然浸透処理となっております。

番号2番は、一迫地区の除外申請案件で、田 1筆 518㎡、経営する塗装業において使用する道具置場を増設するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、周囲を山林および原野によって分断された生産性の低い小集団農地で第2種農地に該当します。排水計画については雨水の自然浸透処理となっております。

番号3番は、一迫地区の用途変更申請案件で、田 1筆 657㎡、事業規模拡大に伴う資材置場並びに従業員駐車場を増設するもので、現在の農用地から農業用施設用地への変更となります。排水計画については雨水の自然浸透処理および既存道路側溝への排水となっております。

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 大場裕之 会長職務代理者から報告願います。

大場裕之 会長職務代理者

報告いたします。先ほどの4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、現地の農地は田となっておりますが、管理されていないような状況で休耕となっております。懸念されるのは土砂等流出ですが、当人の事業実績等を踏まえると擁壁等の施工・管理はきちんとやるのではないかという判断をしました。

番号2番は、塗装業においてきちんと事業実績もあり、現地の除外後の管理もしっかりやるということで判断してまいりました。

番号3番は、水耕栽培の会社であり、現地は大きな落差もなく、現在の栽培施設管理の延長上に発生しているものという事で確認し妥当と判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番、番号5番の2案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の除外申請案件で、田 1筆 567㎡、申出地に自宅及び農業用倉庫を建築するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、第1種農地に該当しますが、除外理由から例外規定の集落接続に該当します。

番号5番は、志波姫地区の除外申請案件で、田 1筆 530㎡、申出地を譲り受け一般住宅及び駐車場を整備するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、第1種農地に該当しますが、除外理由から例外規定の集落接続に該当します。

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号12番 鈴木 和子 委員 から報告願います。

鈴木和子 委員

去る9月22日に先ほどの3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番は、周辺は自己所有のハウスや遊休農地であり西側は水稻作付されていましたが、許可にあたって特に問題ないと判断しました。

番号5番は、申請人の実家が隣であり親から土地を贈与されて一般住宅を建てるもので周辺への影響は見られないと考えられ、許可にあたって特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第8号 農業振興地域整備計画の変更については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第13、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

日程第14、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について、を議題といたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

この指針は、栗原市が策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標年次及び構想のアクションプログラムの目標値を引用し、平成29年12月に策定しております。

先般、市において令和4年3月に構想が改訂されたことから、この指針を改訂するものです。

以下、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標、新規参入の促進目標の改訂値について説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第9号 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について、原案どおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第14、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂については、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第9回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後0時05分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員